

佐世保市成年後見支援員養成・支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、判断能力が不十分であるため、日常生活を営むことに支障がある者を対象とする成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを進めるとともに、地域福祉の観点から市民が後見業務の新たな担い手として適切に活動できるよう養成及び支援を行い、成年後見制度の一層の利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「成年後見支援員」とは、第8条に規定する養成講座修了者名簿に登録され、次の各号いずれかの者をいう。

- (1) 成年後見制度を正しく理解し、地域において判断力の低下した高齢者や障がい者等を見守り支援し、必要に応じて成年後見制度の利用につなげる役割を担う者
- (2) 第10条に規定する日常生活自立支援事業又は法人後見の支援員として活動を行う者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）の規定による成年後見、保佐又は補助（以下「後見等」という。）を行う者

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、市とする。ただし、市が事業の効果的な実施を図るため必要があると認めるときは、事業の全部又は一部を委託することができる。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 成年後見支援員養成講座（以下「養成講座」という。）の実施
- (2) 養成講座修了者の名簿登録及び管理
- (3) 成年後見支援員のフォローアップ研修の実施
- (4) 成年後見支援員の活用
- (5) 成年後見支援員の後見人等候補者への推薦
- (6) 後見人等に選任された成年後見支援員への支援
- (7) その他事業の推進に関すること。

(養成講座の実施)

第5条 成年後見支援員として活動するために必要な知識等を身に付けるために養成講座を実施し、成年後見制度、高齢者福祉、障がい者福祉、関係法令等についての講義を行う。

2 養成講座は、基礎的な知識を身につける基礎課程と、より専門的な知識を身につける応用課程とする。

(養成講座受講対象者)

第6条 養成講座を受けることができる者は、市内に住所を有し、かつ、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 養成講座の受講を開始する日の年齢が18歳以上で、心身共に健康である者
- (2) 成年後見支援員として活動する意思がある者
- (3) 成年後見制度及び高齢者、障がい者等に対する福祉に理解がある者
- (4) 原則として養成講座の全日程に参加できる者

(5) 次のいずれにも該当しない者

イ 民法第20条に規定する制限行為能力者

ロ 民法第847条に規定する欠格事由に該当する者

ハ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者及び同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者

ニ 佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員であると認められる者

ホ 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門的資格により業として後見人等を受任又は受任する予定がある者

（修了証）

第7条 市長は、市が主催する養成講座の基礎課程のみを修了した者に対し基礎課程修了証を、基礎課程及び応用課程を修了した者に対し全課程修了証を交付するものとする。

（養成講座修了者の名簿登録及び管理）

第8条 市長は、養成講座の基礎課程を修了し成年後見支援員として活動することを希望する者を基礎課程修了者名簿に、養成講座の応用課程を修了し成年後見支援員として活動することを希望する者を全課程修了者名簿に登録し、管理するものとする。

2 他市等で養成講座受講を修了し、第6条第1項（第4号を除く）の要件を満たし、かつ市長が適当と認めた者で成年後見支援員として活動することを希望する者を全課程修了者名簿に登録し、管理するものとする。

3 前2項の規定による基礎課程修了者名簿登録者又は全課程修了者名簿登録者が、次のいずれかに該当する場合は、登録を抹消するものとする。

(1) 修了者が登録の抹消を申し出て、市長が了承した場合

(2) 修了者の心身の状態等が成年後見支援員として活動をするには不安があると認められる場合

(3) 修了者が、後見等を行うには不適切な行為を行ったと認められる場合

（成年後見支援員のフォローアップ研修の実施）

第9条 市長は、全課程修了者名簿登録者に対し、成年後見支援員として活動するために必要な知識等の習得を支援する、フォローアップ研修を実施する。

（成年後見支援員の活用）

第10条 市長は、全課程修了者名簿登録者を対象とし、佐世保市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業又は社会福祉法人等による法人後見の支援員としての活用に努めるものとする。

（後見人等候補者への推薦）

第11条 市長は、全課程修了者名簿登録者のうち、フォローアップ研修を受講し、日常生活自立支援事業や法人後見の支援員として適正な業務の執行に必要な知識を習得した者の中から、適当と認められる者を後見人等候補者として選考し、市長による後見等申立において、後見人等の候補者として推薦できるものとする。

（後見人等の支援）

第12条 市長は、全課程修了者名簿に登録されている者で前条の規定により推薦し、後見人等に選任された者に対し、後見人等の資質向上のため、必要に応じて研修、指導等を行うものとする。

(遵守事項)

第13条 成年後見支援員は、その事業の実施上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際に改正前の規定により養成講座修了者名簿に登録されている者については、改正後の佐世保市成年後見支援員養成・支援事業実施要綱の規定により全課程修了者名簿に登録された者とみなす。